

～海の資源を大切に～

# 密漁を防いで串間の海を守ろう！

近年、悪質な密漁が問題になっています。特に、組織的かつ広域的な密漁や、資源管理のルールを十分に認識していない一般市民による個人的な消費を目的とした密漁も各地で発生しています。

海の資源は、漁業者が大切につくり育てており、密漁は、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与える行為です。

県、日南市及び串間市、管内の漁業協同組合、警察署、その他関係機関で構成する県南部地区密漁防止対策協議会では、これらの密漁に対して厳正に対処するとともに、密漁防止活動に取り組んでいます。

沿岸には漁業者の生産を確保するため、漁業法に基づく「漁業権」が設定されています。

原則として、漁業権の内容となっている海藻類等（あわび、さざえ、いせえび、うに、たこ、とこぶし、バイ貝、カキ、ナマコ、てんぐさ等）を採ることはできません。

県南部地区で採捕してはいけない主な水産動植物の例



【ハマグリ】



【シンジュガイ】



【サザエ】



【ウナギ】



【アワビ】



【イセエビ】



【ブリ (モジャコ)】



【とこぶし】

漁業権の設定区域では、共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合の組合員（漁業者）以外の方が、この権利を侵すと漁業権侵害として罰せられることがあります。

## Q. 漁業は、漁業権がないとできないの？

A. 必ずしも漁業権がなければできないものではありません。

一般の釣りやレジャー等（遊漁者）では、漁具や漁法が制限されており、その範囲内で行うことが可能です。

例)

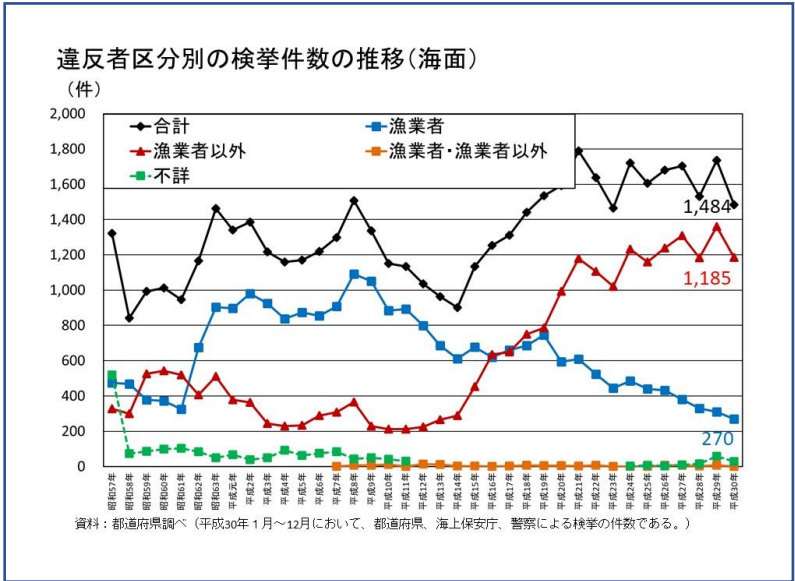


# 海のルールを守りましょう

## 密漁の発生状況

平成 30 年の全国の海上保安部、都道府県警察及び都道府県における漁業関係法令違反(密漁)の検挙件数は、1,569 件(うち海面 1,484 件、内水面 85 件)でした。

近年では、漁業者による違反操業が減少している一方、漁業者以外による密漁が増加傾向にあり、県南部地区でもイセエビやウニなどの大切な資源が脅かされる事態となっています。



## 罰則の強化

近年の悪質な密漁の発生状況を踏まえ、平成 30 年の漁業法改正において大幅に罰則が強化され、本年12月からより重い罰則が科されることとなります。

さらに特定の水産動植物を採捕する者への罰則が新設されます。

- ＜罰則強化の概要＞
1. 採捕禁止違反の罪、密漁品譲受等の罪を新設
  2. 無許可漁業等の罪について罰則を引上げ
  3. 漁業権侵害の罪について罰則を引上げ

- 特定水産動植物
- ・ 全長 13cm 以下のうなぎ稚魚
  - ・ あわび
  - ・ なまこ

※法定刑は懲役又は罰金

	採捕禁止違反の罪 密漁品譲受等の罪	無許可漁業等の罪	漁業権侵害の罪
従来	—	3 年以下の懲役 または 2 0 万円以下の罰金	2 0 万円以下の罰金
改正	3 年以下の懲役 または 3, 0 0 0 万円以下の罰金	3 年以下の懲役 または 2 0 0 万円以下の罰金	1 0 0 万円以下の罰金

海には、漁業関係の法律や県の漁業調整規則に基づいて様々なルールが決められています。トラブルの防止と水産動植物の保護等のためにも、ルールやマナーを守りましょう。密漁と疑われる事案がございましたら、情報をお寄せください。

問い合わせ 県南部地区密漁防止対策協議会(日南市水産林政課内) TEL (31) 1135